### 經濟論叢

#### 第八十五卷 第六號

ユートピアについて	積	文	雄	1
資本主義の運動法則における 論理的なものと歴史的なもの(=)…吉	村	達	次	27
明沿前期における輸出関税撤廃論争…梅	津	和	郎	43
リイトリングの生涯と 『調和と自由の保証』高	橋	Œ	攻	58

昭和三十五年六月

京都大學經濟學會

# 明治前期における輸出関税徹廃論争

### 梅 津 和 舣

# 輸出税全廃運動の展開

払はるるに異ならざるなり、今簡単なる一例を以て之を解説せ るに当りて此税金丈け廉価すべきに付き、畢竟諸君か自ら之を を以て、内地人民に影響なきものの如く思惟するものあり、然 蓋し世間往々輸出税は開港地に於ける外国商人の仕払ふ所なる に輸出税全廃の義挙に尽力せられんことを希望せざるべからず、 税は如何に諸君の嚢中より仕払はれ居るやの事実を陳述し、共 ける仙台米の和場は、仙台に輸出税あるとなさとに係らず同一 ん、譬へば東京は四方より米穀の輸入する所なり、仙台米も来 れども外国商人にして此税を仕払ふときは彼が諸君より買入る は其輸出税丈け騰貴すべき乎、決して然らざるべし、東京に於 て其輸出米に課税したと仮定せよ、東京に於ける仙台米の相場 「茲に謹て海内各地輸出業に従事せらるる諸君に向ひ、 肥後水も来り、近江水も来る所なり、然るに茲に仙台に於 輸出

して、仙台の氷価は東京に比して共輸出税及び運送費丈け低価 なるべし、然らば其輸出税は仙台なる米業諸人等の仕払ふ所に ならざるべからず、我国輸出物に対して輸出税の結果は全く之 難小にして其国家物産上に及ぼす結果大なり、其等の見る所を て国庫の損失すことは実に此金額なりと見做して可なり、 於ては、実に百六十余万円に過ぎざることなれば、之を全廃し 以て其収入亦増加せりと雖も彼の六百五十万円の余剰金の中に 於て百六十余万円に過ぎざりしなり、近年輸出大に増加せしを 国庫に幾何の収入あるやと尋ねるに、明治二十三年度の予算に に興ならざるなり、…(中略)…且つ夫れ輸出税は総額に於て 世人或ひは曰ふ日本人は無気力なり耐忍力に乏しと、 し輸入税の増加し之を償ふを得るは確然疑ふべからざれはなり、 からざるものなり、何となれば之を実行せし後に至り貿易振作 以てするに輸出税の如きは何事を差置きても先ず廃棄せざるべ 如き少金額を全廃するも国庫に幾何の困難を感ずるぞや、 斯の

明治前期における輸出関税撤廃論争

第八十五卷 四二五 第六号

四三

我生糸、

茶

海産、

銅

木蠟、

其他万般の輸出物

か此の如き苛

第1表 茶, 昆布, 木蠟, 住糸の全輸出額 にしめる比率

年 次	茶	具布及  刻足布	木蠟	生糸	<del>=  </del>
明治10年	18.7	1.7	0.6	41.2	62.2
15⊈≟	19.4	1.4	0.9	43.İ	64.8
20年	14.4	1.1	0.6	37.0	59,8
25年	8.2	1.0	0.3	39,8	49.3

〔注〕 日本経済統計総観, P. P. 242~251 より作成。

第2表 茶, 昆布, 木蠟, 生糸の商品別輸 出増加率

年次	茶	昆 布 及   刻 昆 布	木蠟	生糸
明治10年	62.2	78,5	49.6	59.2
15年	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	108,1	112.0	100.0	119.3
25年	107,0	167,3	87.4	223,4

〔注〕 日本経済統計総観, P. P. 242~251 より作成.

第3表 器械·座繰別生產量比率

年 次	器 槭%	座 繰%	合 計%
明治22年	38.85	61.15	100.00
23年	40.90	59.10	100.00
24年	38,93	61.07	100.00
25年	44.97	55.03	100.00
26年	47.68	52.32	100.00

〔注〕 帝国第14統計年鑑, 松井清編『近代日本貿易史』第1巻 P. 171より。

成の主意帯において以上のように輸出税の全廃を主張しこれを 恐慌の生じた二年の後であった。 政府に迫っている。 を遂げしことを見よ」。 税を負ひながら能く他の 田口卯吉をイデオローグとする輸出税全廃同盟会は、 その時は明治二十五年、 無税輸出国の物産と競争し今日の発達 最初の資本主義的 ・その結 たのは生糸、茶、昆布、 みると、生糸業団体、 t:

この主意書が発表されてから一月後には、

商業会議所をはじ

展せしめられた工場資本とマニュファクチェア資本のうち、後強力な資本関係の創出過程において政府の保護により上昇・発った。それらは、明治十四年にはじまる紙幣整理を契機としたたのは生糸、茶、昆布、木蠟等のマニェファクチュア資本であたのは生糸、茶、昆布、木蠟等のマニェファクチュア資本であたのは生糸、茶、昆布、木蠟等のマニュファクチュア資本であたのは生糸、茶、昆布、木蠟等のマニュファクチュア資本であたのは生糸、茶、昆布、木蠟等のマニュファクチェア資本のうち、後強力な資本関係の創出過程において、大鵬等である。その内訳をめとする各地方実業団体四四五の支持をえている。その内訳をめとする各地方実業団体四四五の支持をえている。その内訳を

益卷 四二六 第六号 四

四.

者を代表するものであっ

これらのマ

\_ \_\_ ファク チュ

ア資本

ロンドン銀塊組場。 金銀比価および物価指数 **给 4 题** 

9 <del>1</del> 5 ± 3	cc	. MR CAR 4-D -300 • 77	Z 30次 1 円 1 回 40 マ ()、40)	July 110 84
年 次	ロンドン 銀塊相場	金1に対す る銀比例	物 価 指 数 : 明治元年 = 100	金を尺度とす る 物 価 指 数
明治15年	51.81°	18.19	146	
16	50.63	18.64	136	_
. 17	50.75	18.57	127	
18	48.56	19.41	l i 132	_
19	45.38	20.78	134	100
20	44.63	21.13	142	98
21	42,88	21.99	145	96
22	42.13	22.10	149	99
23	47.75	19.76	. 156	127
24	45.06	20.92	150	105
25	39.75	23.72	159	98
26	35.63	26.47	168	93

(证) 貨幣制度調査会報告および日本経済統計総観、 松井清編『近代日本貿易史』第1巻 P. 64より。

> は、 料用製品・食料品の比重は高い。 る(第三表参照) 茶の順となっている(第二表参照)。 する商品別輸出増加率は、木蠟を除き、生糸を頂点として昆布 はいえ、明治十五年―二十五年の間で生糸、木蝋茶、昆布等原 第一表にみるように、輸出貿易において漸次減少していると 機械製糸が座繰製糸を圧倒していく推転期の反映とみられ そして、明治十五年を基準と 生糸の輸出増加率の高さ

となったのである。出を促進し、全体としての輸出額を増入せしめ出超の主な原因 れに加えて、この時期に顕著となった銀塊相場の世界的下落が ず右にのべた生産力の発展がその基礎的条件となっている。 た物価指数は逆に下落している。この価格効果が金貨国への輸 物価が反騰に転じた明治二十年より、金を尺度としてあらわし 考えられねばならない。第四表によって明らかなように、 第二表にみた商品別輸出増 加率の高さを規定したものは、 国内 ま

十二月十七日に衆議院に提出せられた輸出税全廃法律案理由書 冒頭にこの問題をとりあげている。

か従価五分の輸出税すら負担となったのである。明治二十五年

手工業的商品が世界市場で競争をおこなうときには僅

独占段階に移行する時期において、生糸、木蠟、茶、昆布等の 条件のきびしさを緩和するものではなかった。世界資本主義が 輸出増進にもとづく国外市場の有望性は、決して国際的競争

土産的、

땓 £.

明 治 前 | 期における輸出関税撤廃論争

第八十五巻 四二七 第六号

ざるべからず特有物産に非ざる以上は輸出税は生産者 輸出税は我郭物産を圧縮するの結果あるを以て全廃せ

の仕払ふ所也現に我邦生糸には伊太利支那東印度の競

本員等が輸出税全廃を希望する所以の第二なり」

卵吉の論理が指導性を発揮しえたのであった。 た。両者は互に求心力をもち、その条件によってはじめて田口 がそして他方には国際的競争条件が存在しなければならなかっ の運動に結集しうるためには、一方において外国貿易の有望性 囚を考察してきた。零細的规模のマニュファクチュア資本がこ 以上わたくしは、輸出税全廃運動を推進した二つの基礎的

ことができず閉会となった。を主張する野党が政府と大衝突を生じたため議事にとりかかる き、会期中に通過を予想された。しかし、政費節約、民力休養 五十余名、さらに自由党中にも二十数名の賛成をうることがで 改進党、同盟倶楽部、国民協会、芝集会所諸派の賛成代議士百 廃同盟会上京委員ならびに在京同志の熱心な下工作によって、

ところで第四議会に提出された輸出全廃法律案は、輸出税全

のである。 輸出税撤廃を実現した紡績資本によって最終的に敗北を喫する かくして輸出税全廃運動は一時挫折し、明治二十七年の綿糸

う。まず後者の事実から考察していくことにする。 代議士の支持が少い事実をさらに堀り下げることが重要であろ 加していない事実、そして輸出税全廃法律案にたいして自由党 その原因を究明するために、輸出税全廃同盟会に紡績資本が参 何故全国的規模をもった輸出税撤廃運動は成功しなかったか。

ベリヤ昆布の増殖盛なること亦以て証と為すべし是れ 栄すべきことは多弁を要せざるなり現今東印度茶及シ 於ては其無税者の営業は納税者の衰凋と同一比例に繁 輸出税は外国物産を保護奨励するの結果あるを以て全 全廃を希望する所以の第一なり

により稍や活気ありしと雖も本年二月仏国既に之を全 凋衰せり生糸は往きに仏国か伊国生糸に重税を課せし 然らざるはなし而して茶及昆布の如きは全く之が為に 争あり昆布には露領シベリヤの競争あり其他の諸品皆

我生糸も亦困難に陥らざる可らず是れ本員等が輸出税 廃し伊国亦七月に其輸出税を全廃せり然らば則ち将米

業を為すに当り一店に重税を課し一店を無税と為すに 独、葡等の無税国あり譬へば同一の商売店を並べて営 生産者の利なるや論を俟たず又銅に於ても米、西、英、 利したることを見れば我生産者の困難は則ち外国同一 明治二十一年仏国伊国生糸に重税を課し而して我邦又 ず然れども明治九年伊国養蚕不利にして我邦大に利し の物産幾何の保護を受くるや詳細なる統計を得べから 廃せざるべからず我邦輸出税の制あるが為に外国同一

(1) 「輸出稅全廃同盟会主意書」、

東京経済雑誌第六五〇号

(明治二十五年十一月)。

(2)東京経済雑誌第六五五号(明治二十五年十二月)はつぎ

のように報じている。

を初め四百四十五団体にして、其実況左の如し、 輸出税全廃に賛成せる各地方実業団体は、 商業会議所

東京

商業会議所、商工相談会、茶業組合中央会議所。

大阪 神奈川 兵庫 京都 业糸業各社(二)、茶業組合 商業会議所、生糸業各組合、茶業組合 実業協会、生糸業団体 (五)、茶業組合。 生糸業各社 (九)、茶業組合

長崎 茶業組合

新潟 生糸業各組合、茶業組合

生糸業各社(二)、茶業組合

群馬 生糸業各社(廿四)

千葉 長崎 埼玉

茶業組合 茶業組合

**炎城** 生糸業各社 (米二)、 茶業組合

宮城 生糸業各社 福息

生糸業各社

生糸菜各社

山形 生糸業各社 (十五)

朋 |治前期における輸出関税撤廃論争

> 長野 生糸業各社(百三十九)

生糸業各社 (四十二)

静岡 山梨 生糸葉各礼 (八)、茶業組合

愛知 生糸業各社(十六)、茶業組合 岐阜

商業会議所、

生糸業各社(七十七)茶菜組合

滋賀 茶業組合 茶業組合

三重

生糸業各社

福井 生糸業各社 (四)

富山 石川 金沢商業会議所、 生糸業各社 (八)、茶業組合 生糸業各社,

茶業組合

奈良 生糸業各社  $\in$ 

茶業組合

岡山 茶業組合

広島

商業会議所、

茶菜組合

愛媛 徳島 茶業組合、 茶業組合 木蠟営業人

佐賀 高知 茶業組合 茶業組合

博多商業会議所、茶業組合

福岡

生糸業各社、茶業組合 生糸業各社 (二)、茶業組合

北海道 昆布会社 朽木

生糸業各社 (十二)

四二九 第六

第八十五巻

号 四七

- (4) 松井淯編『日本近代貿易史』第一巻、六四─六七ページ。 (3) 堀江英一『明治維新の社会構造』、一八○─一八一ページ。
- (5) 東京経済雑誌第六百五拾五号(明治二十五年十二月)。(4) 松井清編『日本近代貿易史』第一卷、六四―六七ページ。

### 二 自由党の立場

ったことは、明治療政史上において余りにも有名である。まで、責任内閣、民力体養、政費節減を主張して政府とたたか年十一月開会)から第四議会明治二十六年三月閉会)にいたる党各派が共同したいわゆる民党連合が、第一議会(明治二十三党を派が共同したいわゆる民党連合が、第一議会(明治二十三党を清自党を中核とし改進党、同盟倶楽部、国民協会等の野

「輸出税廃止の議其起るや久し、今日に於て其是非利害を論議会のはじめに輸出税全廃問題についてもあらわれている。出税全廃も当然含まれていた。しかし、自由党の変節は、第四項でみたように地方マニュファクチュア資本の負担となった輸展力休養という場合、それはたんに地租軽減のみでなく、前

一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。 一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。

たがって批判している。財政収入の見地から、つぎに工業立国の方針と称するものにし財政収入の見地から、つぎに工業立国の方針と称するものにしかかる詭弁的言辞を弄したのち、輸出税全廃について、まず

最初の批判を聞こう。

しと云ふは何ぞや」。 後と雖も尚ほ能く輸出税を廃止するに足る、然るに尚ほ財源な茨と雖も尚ほ能く輸出税を廃止するに足る、然るに尚な行ひたる万円以上によるが如し、故に地租軽減地価修正二論を行ひたるれ現今自由党が主張する所を以てせば、政費の節減は蓋し一千れ現今自由党が輸出税全廃の資金なしと云ふを怪しむ、夫

これに対して田口卯吉は鋭くその矛盾をついている。

して輸出税全廃反対を何故かくも拘泥しなければならなかった租税収入のなかで僅かの比率をしめるにすぎない関税収入に対自由党年米の大主張であった政費節減に何らふれることなく、

明治二十一年以前のような低い水準においてではない。

そ

に輸出税全廃に反対の立場をとったのである。

半封建的地主層

町歩当りの地租負担率も明治二十三年以降軽減されている。

しかしそれは、

年を除いて米価 は下落している。

した明治二十三

響を受けて騰貴 うに、凶作の影 第六表の示すよ

の恐慌と凶作とが相互に重なり合うなかで「無食無銭の窮民」 にも拘わらず自由党は、民力休養の旗印の下で、明治二十三年 そして田口卯吉がいみじくも喝破したように、政費の節減に の利益を代弁した自由党の階級的立場は自から明らかである。 第八十五卷 四三

第六号

四 九

何

五となっている。 5 表 租税収入にしめる地租および 関税の比重

明治二十三年

四〇、明治二十

をみると、明治 米の生産高推移 年を基準として、

一十二年一〇八、

か(第五表参照)。

いま明治十五

治二十五年一三 四年一二四、

	D0 476 47 16 5	₽.•	
年 次	地租%	関 税 %	合計%
明治10年	82,3	4.9	87.2
154	63.9	3,8	67.7
20年	63.6	6.2	69.8
25年	56.4	7.2	63.6

[注] 日本経済統計総観 P.P.63~66より作成

第6表 米価騰貴より生ずる地租負担軽減割合表

-			,			
	年	次	全国平均 米 価	1 町 歩 の 総収膷代価	地 租	総収穫に対す  る地租の割合
	地利正の	l 改 標準	丹 4.19	67.04	門 10.00	期 1.49
	明治	10年	4.09	65.44	10.00	1,53
ŀ		11年	4.70	<b>75.</b> 20	10.00	1.33
		12年	5.78	92.48	10.00	1.08
		13年	6.28	100.48	10.00	1.00
1		14年	5.36	85.76	10.00	1.17
		15年	4.86	77.76	10,00	1.29
		16年	4,34	69.44	10.00	1.44
		17年	4.33	69,28	10.00	1.44
	-	18年	5.55	88,80	10.00	1.13
	1	19年	5.08	81,28	10.00	1.23
	2	20年	4.71	75.36	10.00	1.33
	2	21年	4.37	69.92	10.00	1.43
		22年	5.56	88.96	10.00	1.12
	2	3年	8.15	130.46	10.00	0.77
	2	4年	6.86	109.76	10.00	0.91
	2	5年	7.00	112,00	10.00	0.89
	2	6年	7.08	113.28	10.00	0.88

[注] 貨幣制度調查会報告, 日本金融史資料第16巻 P. 772

第八十五卷

四三

等ふれず輸出税反対に固執する点に、 にむかっていたと言いうる。 自由新聞の批判にもどろう。 政府と思想的に同じ方向

「乞ふ更に輸出税を廃すべきものと、否さる者との類を分ち

と言ふや、曰く て吾人の意見を明にせむ、何をか輸出税を廃すべき性質の物品

天然の粗品(更に人工を加ふべからざるもの)

全製品 即ち茶、水産、米穀等の類 絹織物、綿織物等の類

さざる物は直輸出を為すか又は直輸出を為すの見込確実な 但し水産の如き重に支那人の手にて輸出せられ直輸出を為

何をか輸出税を廃すべからざる性質の物品と言ふや、

麻皮等の類に

に非ざれば之を廃せず

天然の物産(更に人工を加ふべきもの)生銅、

して工業の原料たるもの

半製品

生糸、板鋼の類

害に関すること稀れなり、又全製品に至りては既に加工せしを らに加ふるに由なきを以て、之が輸出税を廃するも工業上の利 蓋し天然の粗品に至りては、如何に人工を加へむとするも、更 是なり、以上は我国を以て工業国となしたる大体の方針とす、

以て之を廃せば、大に工業上の発達を助くるの利あり、是に反

乞ふ三思せよ。 頗ぶる大なるものあらむとす、輸出税廃止を唱道するの論者、 て輸出することとせば、為めに工業発達上に及ぼす処の影響は たるに拘らず、唯共原料若くは些の工を加へたる物品を無税に して天然の物産及び半製品の如きは、尚ほ人工を加ふべきもの

質の物品となす、而かも尚ほ之を敢てするは何の意ぞや、生糸 **論者或は難せむ曰く、茶の如きは吾子既に輸出税を廃すべき性** の言は固より其理なきに非ずと雖も、今日日本製茶の売行悪し て顧みざる果して何の意ぞやと、吾人は之に答へんとす、論者 の如きは縦令半製品とするも、輸出品中の最上位に居れり、措

めなれば、輸出税を廃するよりも先づ是が改良に着手せざるべ き如きは、其価格の高きが為に非ずして、寧ろ其粗製濫造の為 如きは半製品にして之を全製品となし、外国に輸出すべきも、 却て此等の事を謀るが為に力を用ゆるを得策となす、又生系の からず、殊に紅茶製造の如きは米だ充分我邦に行れざるを以て、

稍製造の業にして急に我国に起り難きの情ありとせば姑らく生 得策とす、是吾人が茶若くば生糸の如き重要物産に対して、輸 なるが為めなり、然らば則ち輸出税を全廃するよりも寧ろ製糸 が為に、外国市場に勝を制する能はざるに非らず、全く質の粗 糸の儘に輸出せざる可からず、而して我国の生糸は其価の高き 出税の全廃を敢てせざる所以なり、豊に故らに好みて反対する の改良に力を用ひ、販路の拡張は直輸出の方向に力を用ゆるを

ては、吾人のఘく同意を表し難しとする所以なり、論者幸に吾 絶対的に反対するに非ざるも、之に代ふべき国庫の財源を看出 に困しむを以て、直に是を本年の議会に決行するの一事に至り の問題を提出せよ、故に否人の輸出税廃止の議に於ける素より 如何にして国庫の財源を充実すべきやを窮めたる後、宜しく個 然れども若し是を以て急中の急とするの論者あらば、諸ふ先つ 者ならむや、吾人の輸出税全廃に於ける意見は実に斯くの如し、 人を目して徒らに非輸出税廃止論を囂々するものと誤認する勿

たいして、田口卯吉は痛騭を加えている。 工業立国の方針にもとづくと称する自由新聞の以上の論旨に

(1)

田口卯吉は、

「我が経済雑誌が始めて輸出税全廃論を唱

果して何を言ふ乎、余輩更に其の意を解する能はざるなり」。 路を拡張すべしと云ふに至れり、実に前後撞着にして共の主意 輸出すべからず、全製品として輸出すべしと論じたる自由記者 改良し其直輸出を保護せんとまで明言せり、嗚呼前に半製品を は直に変して半製品の品質を改良し其の直輸出に力を用ひて阪 に此章に於ては生糸の輸出を奨励するの論者となり、其品質を を以て輸出税を課すべきものの部類に加たるにあらずや、然る 「夫れ自由記者は前には半製品の輸出を希望せずして、生糸

> を以て衆議院を通過しているのである。これをもってみるならり潰しにあったけれども、賛成者一〇七名、反対省九七名の差 の方針」がいかに欺瞞に満ちたものであるか自明の理であろう。 ば、綿糸輸出に言及しない「我国を以て工業国となしたる大体 て棉花輸入関税撤廃については、第四議会において貴族院の握 請願」を提出したのは明治二十四年一月のことであった。そし の議会工作は進められていた。紡績資本が「綿糸輸出関税免除 **花輪入関税の撤廃であった。すでに、自由党を代介省とするそ** た紡績資本がその打開策としてとりあげたのは、綿糸輸出・棉 として利用されているにすぎない。折しも最初の恐慌に直面

- 五年十二月十日)。 の輸出税論を読む」、 たる自由新聞なりき」 と烈しく非難している (「自由新聞 ふるに当り、最初に之に賛成したりしものは自由党の機関 東京経済雑誌第六五三号、 明治二十
- (2)「輸出税廃止を論ず」、 自山新聞明治二十五年十二月四日
- 「輸出税廃止を論ず」、 前同紙

(3)

- (4)「自由新聞の輸出稅論を読む」、前同誌
- (5)井上清『条約改正』、二〇〇ページ。 朝日新聞社編 『日本経済統計総観』七〇二ペ 大島清『日本恐慌

ているか。それはたんに発想法の問題ではなかった。「我国を

自由新聞の論理にみられる前後撞着は、いったい何に帰因し

以て工業国となしたる大体の方針」は、輸出税全廃反対の口実

明治前期における輸出関税撤廃論争

第八十五巻

**火飾』上、六〇ページ。** 

四三三三 第六号 .7i.

治 前 期に お ける輸出関税撤 廃 綸

(8) (7) Ĥ 曲 新聞 0 輸出税論を読む」、 前 揭誌。

出税廃止を論ず」、

前掲紙

月 大日本綿糸紡績同業連合会報告第六号、 明治二十六年二

#### 綿 糸輸出関税撤廃 0 実

できなかった。 購買部門はとうてい綿糸生産力の急速な発展に追いつくことが 場と衝突するにいたった。第七表の示すように、 四、六三八錘より同二十三年十二月の二四七、 **街資本の躍進は、** 本的要因として発現したのである。 的な発展は、 的な増加となってあらわれた。 明治二十年代に入ってから大阪紡績会社をその典型とする紡 他の産業部門をはるかに追いぬき、 明治二十三年の恐慌は、 運転鍾数において明治二十一年十二月の一〇 かかる紡績資本の生産力の飛躍 かかる不均等発展を基 六一二鍾と飛躍 狭隘な国内市 綿糸の最終的

> 産 生

> > 小麦

71

100

120

127

129

第7表

高指数							
媊	生糸	茶	綿糸				
70	63	ļ. —	29				
100	100	100	100				
91	167	128	308				
89	150	131	424				
89	170	125	872				
88	187	125	1,309				

手撚糸ヲ以テ其需用ニ供

布ノ需用高ヲ案スルニ人 口四千万人此内五百万

情勢ナリ今武ニ本邦綿

日本経済統計総観 P. P. 693~742 J. (注)

丰

八弐拾壱万八千七百

之ヲ綿糸依数ニ改算ス 八千七百五拾万斤ニシテ **布ヲ要ストセハ其高無慮** 百万人壱人弐対度半ノ綿 スルモノトシ差引三千五

ル

95

り作成.

英糸 金巾類綿織物同 百 同 F (同上) 五万弐千四百拾六俵 万三千俵 リ拾

俵

年 次

明治 10年

15年

20年

21年

22年

23年

六万三百八拾八

世二年

米

87

100

130

126

108

140

ニ対スル現在将来ノ供給 人壱ヶ年ノ消費高トス之 五拾依ニ相当ス是レ本邦

ハ左ノ如シ (竺糸榆入高

大麦

83

100

122

119

121

91

危機の突破口を見

出そうとはしなかった。

むしろ国内市場よりも国外市場を開

国内市場の狭隘性を打破することによって、

紡績資本は、半封建的地主階級と零細農民の存在が規定する

することが紡績資本の関心事であった。

本邦紡績糸(廿三年一月ヨリ十一) 、ニ付平均弐英斤ニ見積り綿糸ニ換算セ比綿織物碼数七百五拾弐万五千碼ヲ五 )九万八千三百八拾四

告ケ夥多ノ綿糸各社ノ庫中ニ堆積スルニ至ルモ亦止ムヲ得サ

度ヲ失シ綿物ノ供給遙ニ其需用

ニ超過シ遂ニ販路

ノ獲塞ヲ 相 チ

輸入ト

今本邦紡績事業急激増加ノ結果ト外国綿糸ノ

£

第六号

第八十

五卷

ΖŪ

心

## 手撚糸 (計算外ニ置ク)

計弐拾五万四千百八拾八俵余

急務ハ本邦綿糸外国輪販ノ拡張ヲ謀ルニ可有之事ト奉存候」。 核ニ達スル類キニ非ス然ル時ハ前記需用ノ全額ニ超過スル事実 後ニ達スル類キニ非ス然ル時ハ前記需用ノ全額ニ超過スル事実 後ニ達スル類キニ非ス然ル時ハ前記需用ノ全額ニ超過スル事実 後ニ達スル類キニ非ス然ル時ハ前記需用ノ全額ニ超過スル事実 後ニ達スル類キニ非ス然ル時ハ前記需用ノ全額ニ超過スル事実 を大学を一屋夜八拾匁ノ製額トスルモ壱ケ年尚廿万俵前 が加速を表別である。 が加速を表別である。 が加速を表別である。 が加速を表別である。 が加速を表別である。 が加速を表別である。 ののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 のののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 ののでは、 のの

の提出した「綿糸輸出関税免除廳」は、かく外国市場開拓の必明治二十四年一月二十二日に大日本紡績連合会理事岡田令高急務ハ本邦綿糸外国輪販ノ拡張ヲ謀ルニ可有之事ト奉存候」。

要性を主張している。

第八十五卷 四三五 第六号 五三

希望している。かかる紡績資本の主張は、先進国に独占されたを綿密に調査し、費用引下げをはかるために輸出税廃止を強く

(治前期における輸出関税撤廃論争

および印度綿糸を打負かさねばならない。紡績資本は清国相場

こて、こ。は、僅か従価五分の輸出税すらも重き負担であったことを意味は、僅か従価五分の輸出税すらも重き負担であったことを意味市場に相対的に劣った技術水学をもって割り込んでいくために

梱を去る三十日神戸出帆の尾張丸に積込み厦門日本郵船会社代

他方明治二十四年八月には、「大阪紡績会社にて左二十手五

にするための議決をおこなっている。 地へ輸出せし嚆矢とす」と報じられているように、海外輸出 になった。同年十一月二十六日には大日本紡績連合会はその臨 となった。同年十一月二十六日には大日本紡績連合会はその臨 となった。同年十一月二十六日には大日本紡績資本にとって焦眉の急 となった。同年十一月二十六日には大日本紡績資本にとって焦眉の急 となった。同年十一月二十六日には大日本紡績資本にとって焦眉の急 となった。同年十一月二十六日には大日本紡績資本にとって焦眉の急 となった。同年十一月二十六日には大日本紡績資本にとって焦眉の急 が開始されて約の議決をおこなっている。

の廃止を実現したのであった。動を展開した。そしてついに明治二十七年七月一日をもってそ動を展開した。そしてついに明治二十七年七月一日をもってそ会――によりつつ輸出税全廃運動と別個に独自の綿糸輸出税運合このように紡績資本はそのカルテル組織――大日本紡績運合

に批判している。

外国に輸出する綿糸は明治廿七年七月一日より海関税を免除御裁可を得、法律第四号を以て発布せられたり、即ち左の如し、院を、同廿四日貴族院を通過し、而して翌廿五日 天皇陛下の「政府の提出に係る綿糸輸出税免除法律案は去月廿二日衆議

第八十五卷

のみを免除せざるべからざるの理由あるを見ず」。 はれたるものなればなり、然りと雖も余輩は特に綿糸の輸出税 何となれば足れ余點の多年主張せる輸出税全廃論の一部分が行 **余輩は綿糸輸出出税の免除せられたることを祝せずんばあらず、** 

端善次郎氏の「清国綿糸貿易実況報告書」によりつつ綿糸輸出 税廃止の効果を論じている。 「同報告に拠れば廿一年以降印度綿糸の清国上海への総輸入 .口卯吉は反対の立場を明らかにした後、三井物産会社社員

高は左の如し、 一六六、九四六担

廿一年

世二年 二一一、五九八

廿三年十一月迄 三二三、一七五

印度綿糸の輸入は斯く逐年増加せるに、英国綿糸の輸入は之に

りしは同年為替相場の非常に騰貴したる為なるべし、 反して減少せり、即ち左の如し、但し廿三年に於い稍々生色あ

二六、二一五 六二、七二一担

廿三年九月迄

三七、一五七

国たる支那人は金貨国なる英国綿糸を購買するよりは、同く銀 斯く英国綿糸の輸入は減少し、印度綿糸の輸入増加せる原因は 一にして足らずと雖も、要するに銀価下落の結果にして、銀貨

貨国たる印度綿系を購買する方利益なるを以てなり、故に此の

遅八毛七糸にして、我より遙に高貴なをに於てをや、然らば則 二十手にて平均四銭五厘なりと雖も、印度綿糸の工費は六銭五 ては、支那人等は印度綿糸を購求するよりは我が綿糸を購買す 点より観察すれば、印度が銀貨の自由鋳造を廃止せる今日に於 るを以て利益とすべきなり、況や我が綿糸の工費は英一斤に付

夫の生糸製茶銅及び昆布等の如く、外国の激烈なる競争に苦し だ外国に輸出する程巨額の産出なきが為めま、故に今回綿糸の て輸出せられざるものは、内地の需要を満たすに急にして、未 要せずして明かなり、之を要するに我が綿糸の未だ外国に向ひ 輸出税を免除したるは、綿糸の輸出を奨励する積極策にして、

めるものを救済する為めに輸出税を免除せんとする消極策とは、

埋あらんや、否年々多少の輸出あることは外国貿易表を見るを ち輸出税ありと難も、何ぞ我が綿糸が支那に輸出せられざるの

特に網糸の輸出税を免除せざるべからざるの理由あるを知らざ 其の緩急日を同うして論ずべからざるなり、余號は輸出税の有 たるを以て区々緩急を論ずるものにあらずと雖も、今日に於て 害にして理由なきことを信じ、熱心に共の全廃を主張するもの

もとづいているが、生産費はその原料費部分が重要なる要素を え工費が相対的に低廉であっても原料費の高価によって相殺さ しめる。 すでにみたように (本項注4参照)、 日本綿糸はたと 田口卯古の批判は、印度綿糸と日本綿糸との工費比較にのみ

田口卯吉は誤りを犯している。 の優劣を決定する重要な要因となっている。この点において、 競争上の優位は失われる。したがって、 輸出関税は競争上

糸輸出奨励の積極策であったことを認めねばならない。 年代における政府の保護奨励を経てようやく発展の軌道にのっ 大の方向によってその行詰りを打開できなかった。それは、権 を有する明治政府は、半封建的土地所有の廃絶――国内市場拡 化の推進はとうてい不可能であった。本質的に絶対主義の性格 た近代紡績業を恐慌の行き詰りのままで放置するならば、近代 つぎに、田口卯吉の指摘するように、綿糸輸出税の徹廃は綿 明治十

が輸出マニュファクチュア資本を犠牲にして紡績資本保護の道 願した輸出税全廃は実現されなかった。このことは、明治政府 ることが政府にとって急務であった。その結果、田口卯吉の念 を選んだことを意味した。 不均等発展の結果急速に成長した紡績資本にのみ保護を与え

(1)「綿糸輪出関税免除請願」 一十四年一月)。 連合紡績月報第二十一号 前同誌同号。

(2)

阴

|治前期における輸出関税撤廃論争

綿糸輸出関税免除諸原」、

- (3) (4) 綿糸輸出関税免除請願」、 前同誌同号。
- 而シテ清国現今ノ市況ニ依ルニ左ノ如キ計算ニ相 成

上海銀六拾

テ売却代価

但本邦綿糸十六手ョ

リ廿手迄平均封度四百入壱梱上海

上海諸掛

海銀弐両 二匁四分 輸入税

但屯担三付海関銀七匁海関銀百

间

二付上海銀百拾壱両四

九分

同

同三分

碼頭税

は

あった。このことは、生産関係に眼をおおった田中卯吉のふれ

国外市場の開拓によって、矛盾を回避する道を選んだので

えないところであった。

力の一方の支柱を失うことを意味したから。むしろ、明治政府

蔵敷料壱ヶ月 火災保険料

仲買口銭千分ノ五

同九分 小計上海銀三両七匁壱分

同三分 同 五分

売捌手数料、百分ノ一五

此洋銀七拾七弗拾仙九厘 差引残上海銀五拾六両弐匁九分

内地諸掛

但洋銀相場百弗ニ付上海銀七拾三両替ノ見込

洋銀壱弗拾仙

(明

同五拾仙

荷造費但麻布包鉄輪入 製造所ヨリ本船迄艀賃

第六号 五. 五.

第八十五卷

四三七

# 明治前期における輸出関税撤廃論争

同三弗五拾仙 輸出税

但元価七拾沸ノ見込百分ノ五

同老弗拾弐仙 船賃

但它梱ニ付拾六立方尺ト 立为尺壱噸二付洋銀弐弗八拾仙 ・シ四拾

同弐拾六仙七厘 海上保険料

計六弗四拾八仙七厘

差引残洋銀七拾弗六拾弐仙弐厘

省ノ利益少シ若シ輸出海関税ノ免除ヲ得レハ七拾四弗拾弐 今内地ノ販売相場ハ七拾三弗内外ニシテ清国輸販ノ方紡績 右計算ノ如ク金七拾弗六拾弐仙弐厘ノ手取トナル然ルニ現

(「綜糸輸出関税免除請願」、前同誌同号)

仙弐厘ノ手取トナル見込

をみよう。 つぎに明治二十七年五月における日印綿糸価格の国際比較 「今当時(廿七年五月)某実業家か上海に於て調査したる

日孟両糸十六手の原価を比較したるものを掲くれは左の如 格梱

原錦代個八五、門 平内 国 製 価系 格梱 平 均 価 九円

五五〇

 $\overline{h}$ 

四

Ųψ

第八十五巻 四三八 第六号 五六

普通工費 九 五〇〇 八、

特計工費 八五〇

計

七五、

700

七七、

五二

内地諸掛 五 五〇〇 29 四二四

上海諸掛 亞 五四五 忢 五四五

六四五 八七、 四九四

合

計八六,

輸出稅免除三、七八○

(「大日本紡績速合会沿革史」(/)、 引八二、八六五 八七、 四九四 紡連月報一三一号、

明

(5) 治三十六年七月) 日本紡績月報二号(明治二十四年八月)。

(7) (6)松井清『日本貿易論』、六二ページ。 「綿糸輸出稅の免除」、 東京経済雑誌第七二八号

(明治

(8) 「綿糸輸出税の危除」、 前同誌同号

十七年六月二日)。

Ш 結 語

義を明らかにしてきた。 両側面から後者の勝利にいたる過程を分析し、論争の客観的意 以上わたくしは、輸出税全廃運動と綿糸輸出関税徹廃運動の

階級の利害を代弁し政府につらなるものであったことをまずわ 第四議会の当初輸出税全廃論に反対した自由党の立場が地主 業製品の占める比率が支配的となり、土産的・手工業的性格が

明治三十年代の綿織業の発展へ続く産業革命を達成していった。 かかる産業革命の進展にともない、輸出商品の構成において工

		Ä	官8表 桁	用貿易品	種目大別			
年	次	食料品%	原料品%	原料用 製品%	全製品 %	その他の 製品 %	合	音 -
明治	10年	38,60	8.30	45.84	2,73	4.63	100	00.0
	15年	30.25	11.90	49.41	6.61	1.83	100	00.0
	20年	26.28	10.89	45.36	13.53	3.94	100	00.0
	25年	18.44	9.95	48.84	19.76	3.37	100	00.0
	30年	12.89	10.35	50.84	23.03	2.89	100	00.0
	32年	12.65	10.34	51.48	23,30	2.23	100	00.0
-				·				

[注] 日本経済統計総観 P. 240

き産業資本はその再生産 帆道に国外市場を定置し 求めたことによって、若 矛盾の回避を国外市場に う。<br />
政府の保護のもとに おいて看取すべきであろ た点を貿易政策の側面に ブルジョア的発展をとげ の不均等発展に対応して

格を維持しつつ資本主義 明した。 である明治政府がその性 本質的に絶対主義権力

> された(第八表参照)。その時は明治三十二年。 日本の金融的払拭された後にはじめて田口卯吉の念願した輸出税全廃が実現 独立の指標たる金本位制確立の二年の後、そして民族の宿願で

あった関税自主権確立の年であった。

小林行昌『関税経済論』三五五ページ。

以 上

四三九

第六号

五七

渡を与えたかの問題を究

にのみ輸出関税撤廃の保

明治政府が何故紡績資本

階級を権力の支柱とする

にわたくしは、その地主 たくしは強調した。

つぎ

第八十五卷